

岸和田市立小中学校及び幼稚園
空調設備整備事業

入札説明書

平成 29 年 6 月 9 日

岸和田市

— 目 次 —

1. 入札説明書等の定義	1
2. 事業概要	2
2.1. 事業名称	2
2.2. 公共施設の管理者の名称	2
2.3. 事業の目的	2
2.4. 事業の概要	2
2.4.1. 施設概要	2
2.4.2. 事業期間	2
2.4.3. 事業の範囲.....	2
2.4.4. 支払い条件.....	3
2.4.5. 事業期間終了時の措置	3
2.4.6. 法令等の遵守.....	3
3. 事業者の募集及び選定に関する事項	4
3.1. 事業者の募集及び選定の手順	4
3.1.1. 事業者の募集・選定スケジュール.....	4
3.1.2. 入札参加申込等.....	4
3.2. 入札参加資格の審査.....	5
3.2.1. 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求	5
3.2.2. 入札参加者の構成企業の変更等	6
3.2.3. 入札参加資格の確認通知以後の取扱い.....	6
3.2.4. その他	6
3.3. 入札書類及び事業提案書等の受付	6
3.3.1. 事業提案書等の提出方法	6
3.3.2. 入札価格の確認.....	7
3.3.3. 入札にあたっての留意事項	7
3.3.4. 予定価格	7
3.3.5. 入札の辞退に関する事項	8
3.3.6. 入札保証金及び契約保証金	8
4. 応募に関する条件等	9
4.1. 応募者の参加資格要件.....	9
4.1.1. 応募者の構成等.....	9
4.1.2. 構成企業に必要な入札参加資格要件.....	10
4.2. 地域貢献への配慮事項.....	11
4.3. 構成企業の制限	11

5. 落札者の選定	12
5.1. 事業者の決定の方法.....	12
5.2. 委員会の設置.....	12
5.3. 審査の内容.....	12
5.4. 審査項目.....	12
5.5. 落札者の決定.....	12
5.6. 審査結果及び公表.....	12
5.6.1. 落札者の公表.....	12
5.6.2. 落札の無効.....	13
5.6.3. 審査講評の公表.....	13
5.6.4. 落札者を決定しない場合の措置.....	13
6. 契約及び支払に関する事項	14
6.1. 契約に関する基本的な考え方.....	14
6.1.1. 基本協定の締結.....	14
6.1.2. 契約手続き.....	14
6.1.3. 契約の概要.....	14
6.1.4. 事業契約書作成費用.....	14
6.1.5. 落札者の契約上の地位.....	14
6.1.6. その他.....	14
7. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
7.1. リスク分担の基本的な考え方.....	16
7.2. 予想されるリスクと責任分担.....	16
8. 事業実施に関する事業	17
8.1. 市による本事業の実施状況の確認.....	17
8.2. 事業期間中の選定事業者と市の関わり.....	17
9. その他	18
9.1. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	18
9.2. その他事業の実施に関し必要な事項.....	18
9.2.1. 議会の議決.....	18
9.2.2. 情報提供.....	18
9.2.3. 問合せ先.....	18
別紙 1 本事業の対象校一覧	19
別紙 2 第 2 回現地見学会の実施及び留意点	21
別紙 3 参考書類の貸与	23

【用語の定義】

用語	定義
事業者	市と事業契約を締結し本事業を実施する民間事業者をいう。
空調設備	空調設備とは、冷暖房設備のことをいい、室内機、室外機及び配管、並びに本事業において整備される一切の設備のことをいう。
対象校	空調設備を設置する小中学校及び幼稚園58校・園をいう。
DBO 方式	市が資金調達を行い、事業者が設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、事業期間中における維持管理業務を行う方式をいい、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下、「PFI 法」という。）に準じて実施するもの。
SPC	本事業を実施することだけを目的に設立する特別目的会社のことをいう。
応募者	本事業の入札に参加するグループのことをいう。
構成企業	本事業を実施するにあたり構成されるグループの各事業者のことをいう。

1. 入札説明書等の定義

岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、岸和田市（以下、「市」という。）が平成 29 年 6 月 9 日に特定事業として選定した「岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業」（以下「本事業」という。）に対して平成 29 年 6 月 9 日に公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書である。

入札説明書に添付されている以下の資料は、入札説明書と一体のものとする。（以下「入札説明書等」という。）

要求水準書

落札者決定基準

様式集

基本協定書（案）

事業契約書（案）

基本的な考え方は実施方針（平成 29 年 4 月 15 日公表）と同様である。また、本事業の条件等について、実施方針に関する意見を踏まえて、入札説明書等を作成しているため、応募者は上記のことに留意し、入札等に必要な書類を作成し、提出すること。

なお、入札説明書等と、実施方針に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先されるものとする。入札説明書等に記載がない事項については、実施方針によることとする。

2. 事業概要

2.1. 事業名称

岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業

2.2. 公共施設の管理者の名称

岸和田市長 信貴 芳則

2.3. 事業の目的

本事業は、岸和田市立小中学校及び幼稚園における学校教育環境向上の一環として、空調設備を対象校の普通教室及び特別教室等に整備することにより、園児・児童生徒たちに望ましい学習環境を提供すること、また、民間事業者のノウハウを活用し、本事業を効率的かつ効果的に実施することで、短期間での一斉導入を実現するとともに、市の財政負担の縮減、維持管理の効率化を図ることを目的としている。

2.4. 事業の概要

2.4.1. 施設概要

(1) 設置教室数

小中学校及び幼稚園 58 校・園 777 室

(2) 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する事業者が、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、速やかに市に引渡し、事業期間を通じて事業者が維持管理業務を行う DBO 方式とする。

2.4.2. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 43 年 3 月 31 日までとする。

事業契約締結：平成 29 年 12 月

設計・施工期間：事業契約締結日 ～ 平成 30 年 8 月 31 日（約 8 ヶ月間）

維持管理期間：平成 30 年 9 月 1 日 ～ 平成 43 年 3 月 31 日（12 年 7 ヶ月間）

2.4.3. 事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書に示す。

ア 設計業務

- ・ 空調設備の設計業務
- ・ その他、付随する業務

イ 施工業務

- ・ 空調設備の施工業務
- ・ その他、付随する業務

ウ 工事監理業務

- ・ 空調設備の工事監理業務
- ・ その他、付随する業務

エ 維持管理業務

- ・ 空調設備の維持管理業務
- ・ その他、付随する業務

オ 移設等業務

本事業において整備した空調設備の移設、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の移設等業務

2.4.4. 支払い条件

本事業における各業務の対価の支払いは、以下のとおりである。

ア 市は、事業者が実施する設計・施工・工事監理業務に係る対価について、事業契約に基づきあらかじめ定める額を、施工業務完了後に事業者を支払う。

ただし、市は、事業者が実施する設計・施工・工事監理業務に係る対価の10分の4以内の費用を契約締結後、前払金として事業者を支払う。なお、事業者は保証事業会社と、工事完成の時期を保証期間とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第2項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、前記の前払金を請求するものとする。

イ 市は、事業者が実施する維持管理業務の対価について、事業契約に基づきあらかじめ定める額を、維持管理期間中、年2回、事業者へ支払う。

2.4.5. 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める空調設備の性能（以下、「性能基準」という。）を満たす状態とすること。

なお、性能基準は、市が示す要求水準に加えて、事業者の提案内容に基づくものとする。

2.4.6. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を、遵守すること。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. 事業者の募集及び選定の手順

3.1.1. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

表 3-1 事業者の募集・選定スケジュール

日 程	内 容
平成 29 年 6 月 9 日（金）	入札公告及び入札説明書等の公表
平成 29 年 6 月 15 日（木）	入札説明書等に関する説明会
平成 29 年 6 月 16 日（金）～24 日（土）	第 2 回現地見学会
平成 29 年 6 月 30 日（金）	入札説明書等に関する質問受付締切
平成 29 年 7 月 14 日（金）	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
平成 29 年 7 月 26 日（水）	入札参加資格審査書類の受付締切
平成 29 年 8 月 7 日（月）	入札参加資格審査結果の通知
平成 29 年 9 月 22 日（金）	入札書及び提案書の受付締切 入札価格等の確認
平成 29 年 10 月 16 日（月）（予定）	提案書に関する事業者ヒアリング
平成 29 年 10 月 27 日（金）	落札者の決定及び公表
平成 29 年 11 月中旬	基本協定締結（SPC を設立する場合）
平成 29 年 12 月上旬	事業仮契約締結
平成 29 年 12 月中旬	事業契約締結

3.1.2. 入札参加申込等

(1) 入札説明書等に関する事項

ア 入札説明書等の配布

入札説明書等は、適宜、市のホームページに掲載し、公表する。

イ 参考書類の貸出し

市は、応募者に対し、提案書作成に関する参考書類を DVD-R により直接希望者に貸与する。

なお、具体的な参考書類の内容及び貸与場所については、別紙 3 を参照すること。

(2) 入札説明書等の説明会の開催

入札説明書等に関する説明会を、以下のとおり開催する。

- ・ 日 時：平成 29 年 6 月 15 日（木） 10 時～
- ・ 場 所：岸和田市役所 職員会館 2 階 大会議室
- ・ 住 所：岸和田市岸城町 5 番 8 号
- ・ 参加方法等：

平成 29 年 6 月 13 日（火）17 時までに「入札説明書等説明会参加申込書（様式 1-1）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。（参加申込書のファイル形式は Microsoft Word とする。）

なお、電子メールの件名は「入札説明書等説明会 申込書」と記載すること。

申込先アドレスは「9.2.3.問合せ先」を参照すること。（電子メール送信後着信確認を必ず行うこと。）

1 者あたりの参加人数は 2 名までとする。なお、説明会で入札説明書等の配布は行わない。

(3) 第2回現地見学会の開催

市は、応募者に対して第2回現地見学会を開催する。現地見学会に関する詳細な内容については、別紙2を参照すること。

(4) 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関して、質問の受付及び回答は次のとおりとする。

ア 受付期間：平成29年6月12日（月）～平成29年6月30日（金）17時まで

イ 受付方法：「入札説明書等に関する質問書（様式2-1）」に質問事項を入力し、ファイル名を質問者の商号又は名称に変更のうえ、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。なお、電子メールの件名は「入札説明書等に関する質問書」と記載すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出先：「9.2.3.問合せ先」を参照すること。

エ 回答：質問に関する回答は、平成29年7月14日（金）までに市のホームページに掲載し、公表する。なお、質問に対する回答は、入札説明書等の追加又は修正事項とする。

(5) 入札参加申込

応募者は、次に掲げる書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請に関する提出書類（様式3-1から3-13まで）

イ 入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)の返信用封筒(返信先を記載し512円分の切手を貼った長形3号封筒)

(6) 入札参加申込の期間、場所及び方法

ア 申込期間：平成29年7月18日（火）～平成29年7月26日（水）17時まで
（土日、祝日は除く）

イ 申込場所：「9.2.3.問合せ先」を参照すること。

ウ 申込方法：入札参加申込に係る入札参加資格確認申請書類は、申込場所へ持参すること。
郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

3.2. 入札参加資格の審査

市は、応募者の入札参加資格の審査を行い、その結果を、入札参加資格確認申請書類を提出した者に平成29年8月7日（月）までに確認通知書により通知する。

3.2.1. 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求

参加希望者のうち入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないとされた理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(1) 提出日時

平成29年8月14日（月）17時まで（土日、祝日は除く）

(2) 提出場所

「9.2.3.問合せ先」を参照すること。

(3) 提出方法

「入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書（様式3-14）」に必要な事項を記入し、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(4) 回答

平成 29 年 8 月 25 日（金）を予定している。

3.2.2. 入札参加者の構成企業の変更等

確認通知書の通知後、応募者の構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、市と協議のうえ、市が構成企業の変更及び追加を認めた場合は、その限りではない。応募者は市より構成企業の変更及び追加を認められた場合、「構成企業の変更申請書兼誓約書（様式 3-15）」に必要な事項を記入し、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

3.2.3. 入札参加資格の確認通知以後の取扱い

入札参加資格を有するとの通知を受けた応募者の構成企業が、入札日までに「4.1.2.構成企業に必要な入札参加資格要件」に定める参加資格のいずれかひとつでも満たさない場合（以下「指名停止等を受けた場合」という。）は、入札に参加することはできない。ただし、応募者の代表企業以外の者が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

3.2.4. その他

- ア 入札参加資格確認申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- イ 市は、提出された入札参加資格確認申請書類を入札参加資格の審査以外の目的で応募者に無断で使用しない。
- ウ 市は、提出された入札参加資格確認申請書類は返却しない。

3.3. 入札書類及び事業提案書等の受付

応募者は、入札書類及び事業提案書等を次の要領により市に提出すること。また、入札価格に関する提出書類については、入札価格の確認時に持参すること。入札書類及び事業提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

なお、応募者から提出された入札書類及び事業提案書等に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、応募者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、応募者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

3.3.1. 事業提案書等の提出方法

- ア 提出期限：平成 29 年 9 月 22 日（金）16 時まで（土日、祝日は除く）
- イ 提出場所：「9.2.3.問合せ先」を参照すること。
- ウ 提出方法：様式集に定める部数を用意し、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。なお、提出に当たっては確認通知書（原本）を提示すること。

3.3.2. 入札価格の確認

入札書の入札価格の確認は、以下の確認日時に、応募者又はその代理人の立会のうえ、行うものとする。なお、当該入札では、応募者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その応募者は失格とする。この際に、入札価格の確認の場で応募者の入札価格の公表は行わない。

ア 確認日時：平成29年9月22日（金）16時10分～

イ 確認場所：〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町7番1号

岸和田市役所 旧館3階 学校管理課前 会議室

3.3.3. 入札にあたっての留意事項

ア 一般的留意事項

- ・ 入札価格に関する提出書類（様式5-1から5-3まで）は、封筒に入れ密封し、入札価格の確認場所に持参すること。
- ・ 入札価格の確認時刻に遅れたときは、入札に参加できない。
- ・ 入札には身分を証明できるものを携帯のうえ、代表企業のみが参加すること。なお、代理人の場合には、「委任状（代理人）」（様式5-4）を併せて持参すること。
- ・ 応募者が1者の場合でも入札を実施する。
- ・ 入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反する行為を行ってはならない。なお後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

イ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・ 入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ・ 参加資格のない者又は確認通知書を受理しなかった者の入札
- ・ 委任状が提出されていない代理人の入札
- ・ 2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ・ 応募者が他の応募者の代理をした入札
- ・ 談合が行われた入札
- ・ 記名押印を欠いた入札
- ・ 様式5-1から5-3までの書類が同封されていない入札
- ・ 入札金額を訂正した入札
- ・ 入札金額又は特定事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- ・ 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ・ 郵便、信書便、電子メール等による入札
- ・ その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

3.3.4. 予定価格

予定価格は以下のとおりとする。算定根拠は公表しない。また、最低制限価格は設定しない。
2,566,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3.3.5. 入札の辞退に関する事項

確認通知書の通知後、応募者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届（様式 4-5）」を入札日時までに提出すること。

(1) 提出場所

「9.2.3.問合せ先」を参照すること。

(2) 提出方法

提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

3.3.6. 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

契約保証金は、岸和田市財務規則（平成9年規則第11号）の規定を適用する。

4. 応募に関する条件等

4.1. 応募者の参加資格要件

4.1.1. 応募者の構成等

ア 応募者の構成等は、次のとおりとする。応募者は、空調設備の設計業務を行う企業、空調設備の施工業務を行う企業、空調設備の工事監理業務を行う企業及び空調設備の維持管理業務を行う企業により構成されるグループとする。なお、進捗管理や他の構成企業との連絡調整などの業務を行う企業が構成企業となることを妨げない。落札者となった応募者は、本事業を遂行するために会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式会社として SPC を設立することができる。ただし、SPC を設立する場合は、次の要件をすべて満たさなければならない。

- ① 代表企業は、SPC の出資者のうち最大の出資を行うこと。
- ② 落札者の構成企業以外のものが SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、落札者の構成企業以外の出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とすること。
- ③ 出資者は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。
- ④ SPC から直接業務を受託することができるものは、構成企業のみとする。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、施工業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）

ウ 応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

エ 応募者の構成企業は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

オ 応募者は、入札への応募手続や落札者となった場合の契約事務を含め、事業期間中、市との調整・協議等における役割を担うほか、本事業に係る応募グループ内の全ての調整等の責任を負う代表企業を定めることとする。

4.1.2. 構成企業に必要な入札参加資格要件

ア 応募者のすべての構成企業は「平成 29 年度岸和田市指名競争入札参加資格」を有する者で、次の参加資格要件を満たすものとする。

ただし、「平成 29 年度岸和田市指名競争入札参加資格」を有しない企業は「平成 29 年度岸和田市指名競争入札参加資格登録予定者（以下、「登録予定者」という。）」として参加することができる。登録予定者は下記に示す期間（予定）において、同資格の申請を行い、登録を受けること。

- ・ 申請受付期間：平成 29 年 9 月 1 日（金）～平成 29 年 9 月 7 日（木）
- ・ 申請受付場所：〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町 7 番 1 号
- ・ 岸和田市役所 旧館 2 階 岸和田市総務部契約検査課

※ 登録予定者は、入札参加資格審査書類提出時には「入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式 3-4）」に登録予定者であることを記載すること。

イ 「設計業務」を行う者の要件

- ・ 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、設計業務を行うに当たって、常勤の自社社員で、かつ、提案書提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ者を配置できること。
- ・ 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、平成 19 年度以降に、学校、事務所等の空調設備に係る設計業務の元請として実績を有していること。

ウ 「施工業務」を行う者の要件

- ・ 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「管工事」又は「電気」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ・ 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、平成 19 年度以降に、学校、事務所等の空調設備に係る施工業務の元請として実績を有していること。

エ 「工事監理業務」を行う者の要件

- ・ 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、工事監理業務を行うに当たって、常勤の自社社員で、かつ、提案書提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ者を配置できること。
- ・ 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、平成 19 年度以降に、学校、事務所等の空調設備に係る工事監理業務の元請として実績を有していること。

オ 「維持管理業務」を行う者の要件

- ・ 維持管理業務を行う企業は維持管理を行うに当たって、常勤の自社社員で、かつ、提案書提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があり、選択した熱源方式での運用に必要な資格を持つ者を配置できること。
- ・ 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、平成 19 年度以降に、学校、事務所等の空調設備に係る維持管理業務の元請として実績を有していること。

4.2. 地域貢献への配慮事項

構成企業等には、できるだけ市内に本店、支店、又は営業所を有する企業（以下「市内企業」という。）を加えるように努めるとともに、工事開始から維持管理期間が満了するまでの間、必要な資機材・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。

4.3. 構成企業の制限

次に該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年施行）に基づく指名停止の措置を受けている者。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき再生手続き開始の申立をしている者。（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）

エ 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年施行）に規定する入札等除外者等に該当する者。

オ 直近 2 年間の市町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

カ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。

※ 本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 20 番 4 号

・東京丸の内法律事務所 東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 1 号

キ 市が本事業のために設置した、学識経験者で構成する岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業者選定等委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。

5. 落札者の選定

5.1. 事業者の決定の方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとし、公平性及び透明性を確保するため岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業者選定等委員会（以下「委員会」という。）において審査し選定する。なお、委員会の審査は学識経験者の意見聴取手続きを兼ねるものとする。

5.2. 委員会の設置

学識経験者で構成する委員会を設置する。委員会の委員は、以下のとおりである。

表 5-1 岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業者選定等委員会

氏名	所属・役職等
北詰 恵一	関西大学環境都市工学部都市システム工学科 教授
甲谷 寿史	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻 教授
山本 祐吾	和歌山大学システム工学部環境システム学科 准教授
岸本 博之	大阪府住宅まちづくり部公共建築室設備課 課長
廣野 伊男	元岸和田市立中学校長

応募者が、落札者決定までに委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

5.3. 審査の内容

「落札者決定基準」で設定した審査項目に基づき、事業提案書の提案内容の「基礎審査」を行った後、「加算審査」による評価と入札価格による「価格点の算出」を行い、両者の得点を足し合わせた「総合評価点」が最も高い提案をした応募者を優秀提案者として選定する。また、審査の過程において応募者によるプレゼンテーション、ヒアリング等を実施する。詳細（実施時期、場所等）については、別途、応募者の代表企業に対して通知を行う。

5.4. 審査項目

審査項目は、「落札者決定基準」を参照すること。

5.5. 落札者の決定

市は、委員会による優秀提案者の選定の答申を踏まえ、落札者を決定する。

5.6. 審査結果及び公表

5.6.1. 落札者の公表

市は、落札者決定後に全ての応募者に対して当該応募者の入札結果を書面にて通知するとともに、審査の結果は市のホームページに掲載し、公表する。

5.6.2. 落札の無効

- ア 提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は無効とする。
- イ 入札日から落札者決定までに応募者の代表企業が指名停止等を受けた場合はその落札は無効とする。ただし、代表企業以外の構成企業が指名停止等を受けた場合、応募者は構成企業の変更について、市と協議を行うことができるものとする。協議の結果、入札参加資格を有すると市が確認した場合、応募者は代表企業以外の構成企業を変更することができる。

5.6.3. 審査講評の公表

市は、落札者決定後に、審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を市のホームページに掲載し、公表する。

5.6.4. 落札者を決定しない場合の措置

本入札において、落札者を決定しないこととなった場合は、その旨を速やかに市のホームページに掲載し、公表する。

6. 契約及び支払に関する事項

6.1. 契約に関する基本的な考え方

6.1.1. 基本協定の締結

落札者が SPC を組成する場合、当該落札者と市は、落札後速やかに、基本協定書（案）に基づき基本協定を締結する。

6.1.2. 契約手続き

- ア 落札者又は落札者が組成した SPC と市は、事業契約書の内容について協議を行い、平成 29 年 12 月上旬までに合意を得て仮契約を締結する。なお、原則、事業契約書（案）、その他入札説明書等で示した内容及び落札者の提案内容の変更はできないものとする。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。
- イ SPC を組成する場合、落札者は、仮契約の締結までに SPC を設立すること。
- ウ 仮契約は、岸和田市議会で議決を得た後、本契約となる。

6.1.3. 契約の概要

事業契約は、事業契約書（案）及び提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務、移設等業務に関する業務内容や金額、支払方法等を記載するものである。

6.1.4. 事業契約書作成費用

事業契約書の検討に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

6.1.5. 落札者の契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、落札者又は落札者が組成した SPC は契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

6.1.6. その他

- ア SPC を組成する落札者が基本協定締結までに、「4.3.構成企業の制限」に該当した場合は、基本協定を締結しないことがある。
- イ SPC を組成する落札者が基本協定締結後に、「4.3.構成企業の制限」に該当した場合は、基本協定を解除することがある。
- ウ 落札者が仮契約締結までに、「4.3.構成企業の制限」に該当した場合は、仮契約を締結しないことがある。
- エ 落札者が本契約締結までに、「4.3.構成企業の制限」に該当した場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。
- オ 市は落札者の責めに帰すべき事由により本契約を締結できない場合は、違約金として落札金額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することがある。

カ 事業契約を締結した落札者が、契約の履行に当たり下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。以下この項目において同じ。）を使用する場合は、下請負人の決定後直ちに、岸和田市長にその商号又は名称その他必要な事項を通知し、当該下請負人から徴収した岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱に定める暴力団排除に関する誓約書を岸和田市長に提出しなければならない。ただし、下請負人が「平成 29 年度岸和田市指名競争入札参加資格」を有する者であれば、提出の必要はない。

7. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

7.1. リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。従って、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

7.2. 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）及び入札説明書等を踏まえた事業者による事業者提案書類によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこと。

8. 事業実施に関する事項

8.1. 市による本事業の実施状況の確認

市は、事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施する。モニタリングに要する費用のうち、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とし、その他、市が行う作業等に必要な費用は、市の負担とする。なお、入札説明書等、事業提案書等に基づいて事業契約書に定められた性能等が維持されていないことが判明した場合、維持管理業務に関する対価の減額を行うことがある。

なお、モニタリングに関する詳細については、「事業契約書（案）」を参照すること。

8.2. 事業期間中の選定事業者と市の関わり

ア 本事業は、事業者の責において遂行し、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行うものとする。

イ 市は、原則として代表企業に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。

9. その他

9.1. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

9.2. その他事業の実施に関し必要な事項

9.2.1. 議会の議決

事業契約の締結に関する議案は、平成 29 年 12 月定例会に上程し、議決を得る予定である。

9.2.2. 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページに掲載し、公表する。

岸和田市教育委員会

教育総務部学校管理課ホームページ：<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/64/>

9.2.3. 問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

岸和田市教育委員会 教育総務部学校管理課

住 所：〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町 7 番 1 号 岸和田市役所 3 階

担 当：岡本、阿部、大山

電 話：072-423-9680（直通）

F A X：072-433-4525

E-mail：gkanri@city.kishiwada.osaka.jp

本事業の対象校一覧

区分	学校・幼稚園名	住所
小学校	中央小学校	岸和田市堺町 1 番 10 号
	城内小学校	岸和田市南上町二丁目 3 番 1 号
	浜小学校	岸和田市紙屋町 12 番 20 号
	朝陽小学校	岸和田市上野町西 1 番 28 号
	東光小学校	岸和田市別所町二丁目 1 番 30 号
	旭小学校	岸和田市土生町 1491 番地
	太田小学校	岸和田市畑町三丁目 12 番 1 号
	天神山小学校	岸和田市天神山町一丁目 1 番 1 号
	修斉小学校	岸和田市土生滝町 521 番地
	東葛城小学校	岸和田市河合町 1833 番地の 4
	春木小学校	岸和田市春木宮川町 11 番 13 号
	大芝小学校	岸和田市磯上町二丁目 4 番 1 号
	大宮小学校	岸和田市宮前町 7 番 1 号
	城北小学校	岸和田市荒木町二丁目 1 番 1 号
	新条小学校	岸和田市荒木町二丁目 4 番 33 号
	八木北小学校	岸和田市下池田町三丁目 6 番 4 号
	八木小学校	岸和田市大町三丁目 22 番 1 号
	八木南小学校	岸和田市小松里町 768 番地の 1
	光明小学校	岸和田市尾生町 564 番地
	常盤小学校	岸和田市下松町 885 番地
	山直北小学校	岸和田市田治米町 460 番地
	城東小学校	岸和田市三田町 146 番地
	山直南小学校	岸和田市稲葉町 20 番地
山滝小学校	岸和田市内畑町 1041 番地	
中学校	岸城中学校	岸和田市野田町二丁目 19 番 19 号
	光陽中学校	岸和田市藤井町三丁目 6 番 6 号
	野村中学校	岸和田市下野町二丁目 13 番 18 号
	桜台中学校	岸和田市下松町 1255 番地
	葛城中学校	岸和田市土生町 213 番地の 1
	土生中学校	岸和田市土生町 604 番地
	久米田中学校	岸和田市池尻町 705 番地
	山直中学校	岸和田市三田町 1030 番地
	春木中学校	岸和田市松風町 10 番 65 号
	北中学校	岸和田市春木旭町 33 番 1 号
	山滝中学校	岸和田市内畑町 166 番地の 3

区分	学校・幼稚園名	住所
幼稚園	岸城幼稚園	岸和田市岸城町 1 番 21 号
	浜幼稚園	岸和田市中之浜町 7 番 1 号
	朝陽幼稚園	岸和田市上野町西 1 番 28 号
	東光幼稚園	岸和田市作才町一丁目 8 番 8 号
	旭幼稚園	岸和田市土生町 1491 号
	太田幼稚園	岸和田市畑町三丁目 12 番 2 号
	天神山幼稚園	岸和田市天神山町一丁目 1 番 1 号
	修斉幼稚園	岸和田市土生滝町 1310 番地
	東葛城幼稚園	岸和田市河合町 1874 番地の 1
	春木幼稚園	岸和田市春木宮川町 11 番 52 号
	大芝幼稚園	岸和田市磯上町二丁目 4 番 1 号
	大宮幼稚園	岸和田市宮前町 7 番 1 号
	城北幼稚園	岸和田市吉井町一丁目 17 番 13 号
	新条幼稚園	岸和田市荒木町二丁目 4 番 33 号
	八木北幼稚園	岸和田市下池田町三丁目 6 番 5 号
	八木幼稚園	岸和田市大町三丁目 21 番 10 号
	八木南幼稚園	岸和田市小松里町 1148 番地の 1
	光明幼稚園	岸和田市尾生町 528 番地の 1
	常盤幼稚園	岸和田市下松町 885 番地
	山直北幼稚園	岸和田市田治米町 468 番地
城東幼稚園	岸和田市三田町 161 番地	
山直南幼稚園	岸和田市稲葉町 20 番地	
山滝幼稚園	岸和田市内畑町 1041 番地	

第 2 回現地見学会の実施及び留意点

1. 実施概要

1.1. 現地見学会対象校

岸和田市立小中学校及び幼稚園 58 校・園

1.2. 実施時期等

ア 期 間：平成 29 年 6 月 16 日（金）～ 平成 29 年 6 月 24 日（土）

イ 見学方法：

- ・ 見学会の当日は、指定された対象校に集合し、見学を開始する。
- ・ 指定日及び指定時間以外の見学は不可とする。
- ・ 指定日及び指定時間内であれば、対象室内、校舎周り、敷地周り、受変電設備の状況等を見学することができるものとする。

2. 現地見学会の申込み等

2.1. 申込期間、場所及び方法

申込期間：平成 29 年 6 月 9 日（金）～平成 29 年 6 月 14 日（水）17 時まで(土日、祝日は除く)

申込場所：「9.2.3.問合せ先」を参照すること。

申込方法：

ア 現地見学会の参加は、現時点で応募を予定しているグループ単位での申込みとする。

イ 「第 2 回現地見学会参加申込書（様式 1-2）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。なお、電子メールの件名は「第 2 回現地見学会参加申込書」と記載すること。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

2.2. 留意事項

ア 人数はそれぞれの学校・園ごとに各グループ 5 名までとする。

イ 受付場所は対象校の正門とする。

ウ 見学日時は厳守すること。

エ 学校・園敷地内は全面禁煙。

オ 駐車場は用意しない。

カ 見学に必要な書類、上履き等については、各自持参すること。

キ 見学中は、市の指示に従い、指定した腕章を着用すること。

ク 見学中は学校教育活動等に支障をきたさないよう留意し、学校管理課・学校職員の指示にしたがうこと。

ケ 学校・園施設の撮影は可とするが、個人が特定されるような撮影は不可とする。また、撮影した写真は本事業以外に使用しないこと。

コ 現地見学会における学校管理課職員・学校職員の説明は、学校・園内の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該学校管理課職員・学校職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。

【対象校における見学日及び時間】

日程	時間	学校・園
6月16日 (金)	15:30~18:00	中央小学校
		浜小学校
		浜幼稚園
6月17日 (土)	09:30~10:30	城東小学校
		城東幼稚園
	11:00~12:00	山直北幼稚園
		山直北小学校
	13:00~14:00	久米田中学校
		桜台中学校
	14:30~15:30	八木幼稚園
		八木小学校
	16:00~17:00	八木南小学校
		八木南幼稚園
	17:30~18:30	八木北小学校
		八木北幼稚園
6月18日 (日)	09:30~10:30	天神山小学校
		天神山幼稚園
	11:00~12:00	東葛城小学校
		東葛城幼稚園
	13:00~14:00	修斉小学校
		修斉幼稚園
	14:30~15:30	山滝小学校
		山滝幼稚園
	16:00~17:00	山直南小学校
		山直南幼稚園
	17:30~18:30	北中学校
		山直中学校
6月19日 (月)	15:30~18:00	城内小学校
		岸城中学校
		岸城幼稚園

日程	時間	学校・園
6月20日 (火)	15:30~18:00	春木小学校
		春木幼稚園
		大芝小学校
		大芝幼稚園
		春木中学校
6月21日 (水)	15:30~18:00	山滝中学校
		葛城中学校
6月22日 (木)	15:30~18:00	旭小学校
		旭幼稚園
		太田小学校
		太田幼稚園
		土生中学校
6月23日 (金)	15:30~18:00	朝陽小学校
		朝陽幼稚園
		野村中学校
		光陽中学校
6月24日 (土)	09:30~10:30	光明小学校
		光明幼稚園
	11:00~12:00	常盤幼稚園
		常盤小学校
	13:00~14:00	東光小学校
		東光幼稚園
	14:30~15:30	大宮幼稚園
		大宮小学校
	16:00~17:00	新条小学校
		新条幼稚園
	17:30~18:30	城北幼稚園
		城北小学校

参考書類の貸与

1. 貸与書類

以下の参考書類を希望者に直接貸与する。ただし、書類の内容と現状との整合については、市が保証するものではない。

なお、下記の書類はすべて DVD-R によるデータ提供とする。

- ア 平成 28 年度 施設台帳（配置図・平面図）
- イ 対象教室数及び配置図（全学校園）
- ウ 平成 28 年度 電気設備年次点検報告書（全学校園）
- エ 機械警備配置図（全学校園）
- オ 石綿の分析試験報告書
- カ 平成 28 年度 学校園 契約電力・電気使用量一覧
- キ 平成 28 年度 学校園 都市ガス使用量一覧
- ク 平成 28 年度 学校園 液化石油ガス使用量一覧
- ケ 学校園新增改築等設計図書（全学校園）

2. 申込方法等

2.1. 申込期間、場所及び方法

申込期間：平成 29 年 6 月 9 日（金）～平成 29 年 6 月 16 日（金）17 時まで
（土日、祝日は除く）

申込場所：「9.2.3.問合せ先」を参照すること。（貸与場所及び返却場所も同様とする。）

申込方法：「参考書類貸与申込書（様式 1-3）」に必要事項を記入のうえ、申込場所に提出すること。参考書類は申込時に DVD-R により直接貸与する。

2.2. 留意事項

貸与する参考書類は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。また、応募者は、貸与された参考書類を本事業に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却すること。返却の方法については別途、指示する。